

保育料算定に係る祖父母等と同居世帯の取扱について

認可保育所の保育料については、国の規定等に基づき、父母の住民税所得割額(市町村民税)をもとに決定し、保育所に入所している児童が父母のほか祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には、祖父母等の住民税額を保育料の算定対象として決定します。

祖父母などの住民税所得割額等を保育料の算定対象とする場合の基準は次の表のとおりです。

保護者等の状況	算定の範囲	
	保護者 (父母等)	保護者以外で同居の祖父母等 課税されている者
保護者のいずれかが課税されている	○	×
保護者が全て非課税		
同居人が非課税	○	×
同居人が課税または保護者が同居人の税扶養者		
保育月における保護者の月収が8.6万円以上	○	×
保育月における保護者の月収が8.6万円未満	○	○

■問い合わせ先
宇多津町保健福祉課
TEL 0877-49-8003